

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和 7 年 11 月 19 日

岩手県知事 達増 拓也

1 入札に付する事項

(1) 件名

岩手県立農業大学校農地の貸付け

(2) 貸付場所及び面積

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

(3) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(4) 入札方法

(1) の件名の年額により、物件ごとに入札に付する。

(5) 落札者の決定方法

県があらかじめ公表した最低貸付価格以上の金額で入札した者のうち、最高金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2 入札参加者資格

農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「農地法」という。）第 3 条の許可の要件を満たす見込みの者又は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 条。以下「基盤法」という。）第 18 条の規定に基づき金ケ崎町が作成する農用地利用集積計画における利用権の設定の要件を満たす見込みの者であって、次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者又はいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過した者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 法人にあっては、岩手県内に本店を有し、個人にあっては岩手県内に住所を有し、かつ、岩手県内で事業を営んでいること。
- (6) 岩手県税を滞納していないこと。
- (7) 下記 5 により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

交付場所	問合せ先
〒029-4501 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根字六原蟹子沢 14 岩手県立農業大学校事務局	電話：0197-43-2211 FAX：0197-43-3184 E-MAIL： CE0014@pref.iwate.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 7 年 11 月 19 日から岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで(1)の場所で交付する。
また、岩手県公式ホームページのその他入札情報のページから入札説明書をダウンロードすることができる。

4 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 19 日から令和 7 年 11 月 26 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

(2) 提出方法

上記 3 (1)に示した入札説明書の交付場所及び問合せ先に質問書（入札説明書により別途定める様式）を郵送又は持参すること。

(3) 質問者への回答

質問者に対し、電子メール等により個別に回答する。

5 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札説明書により別途定める必要書類を添付した条件付一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出場所

上記 3 (1) に示した入札説明書の交付場所及び問合せ先に同じ。

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 3 日

(3) 提出方法

上記の期日の午後 4 時 30 分までに、必要な書類を提出場所に持参すること。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、上記の期日までに必着のこと。

6 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

別紙「貸付物件一覧表」のとおりとする。

(2) その他

郵便による入札は認めない。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札日前日の午後 4 時 30 分までに入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の額を納めるものとする。

8 入札の無効

上記 2 に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書により別途定める条件に違反した入札は、無効とする。

9 契約書の作成の要否

要

落札者は、県と県有財産賃貸借仮契約を締結するものとし、農地法第 3 条の許可又は基盤法第 19 条の規定に基づく農用地利用集積計画の公告がなされた時をもって、効力が生じるものとする。

10 その他

当該物件は農地であることから、落札者は、落札者決定後速やかに農地法第 3 条の申請又は基盤法第 18 条の規定に基づき、金ヶ崎町が作成する農用地利用集積計画における利用権の設定のために必要な手続きを行うこと。

なお、農地法第 3 条の許可又は基盤法第 19 条の公告がなされないことが確定した場合は、賃貸借契約は確定日をもってその効力を失うこととし、契約保証金は無条件で落札者に返還しない。